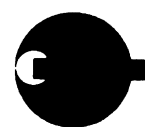


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

- 特定計量器の定期検査の実施(工業支援課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) 二
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見 二
- 開発行為に関する工事の完了(建築課) 二
- 特定調達契約に係る落札表等の公示(会計局総務課) 三

告示

奈良県告示第九十四号

計量法(平成四年法律第五十二号)第十九条第一項の規定により、特定計量器(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。)の定期検査を次のとおり実施する。
平成十九年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

区分	区域	月日(曜日)	時間	場所
運搬が困難な	大和高田市	十月十五日(火)	午前十時から	運搬が困難なばかり

はかり		大和高田市		十月十日(水)	午前十時から	大和高田市役所
月	十月十六日(火)	午後二時から	の所在場所	十月十一日(木)	午前十時から	片塩小学校
金	十月十九日(金)	午後一時三十分から午後三時まで	桜井市	十月十二日(金)	午前十時から	片塩小学校
月	十月二十九日(月)	午前十時から午後四時まで	大和高田市	十月十九日(金)	午前十時から	初瀬観光センター
水	十月三十一日(水)	午前十時から正午まで	大和高田市	十月二十二日(月)	午後一時から午後三時まで	桜井市保健会館

備考
表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県工業技術センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。

十月二十三日 (火)	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで	十月二十四日 (水)	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで	十月二十五日 (木)	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで	十月二十六日 (金)	午前十時から正午まで	午後一時から午後三時まで
桜井市立図書館			桜井市立図書館			桜井市西人権文化センター			桜井市西人権文化センター		

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。
平成十九年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名	事務所の所在地	事業者の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	ニチイケアセンターほーら・ほうれん	奈良市法蓮町一〇八八一	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年九月一日
スマイルケア株式会社	生駒市北新町一八一〇	スマイルケアヘルパーステーション	生駒市北新町一八一〇	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年九月一日
株式会社イ	北葛城郡河合町穴間一七 向陽団地二号楼三〇二号	在宅介護センターイ	北葛城郡河合町穴間一七 向陽団地二号楼三〇二号	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年九月一日
社会福祉法人広陵町社会福祉協議会	北葛城郡広陵町笠二六一二	広陵町社会福祉協議会	北葛城郡広陵町笠二六一一	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年九月一日
会福社協議		青い鳥	二		

株式会社やさしい手	香芝市上中五二	訪問介護やさしい手	香芝市上中五二	居宅介護 重度訪問介護	平成十九年九月一日
-----------	---------	-----------	---------	----------------	-----------

大規模小売店舗立地法（平成十七年法律第九十二号）第八条第一項の規定により大和郡山市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。
平成十九年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）イオン大和郡山ショッピングセンター
所在地 大和郡山市下三橋町六九一一ほか
 - 二 大和郡山市から聴取した意見
周辺の生活環境等に充分配慮し、公害防止等の対策を講ずること。
 - 三 縦覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課
 - 四 縦覧期間
平成十九年九月十一日から同年十月十一日まで
 - 五 縦覧時間
午前九時から午後五時まで
- 大規模小売店舗立地法（平成十七年法律第九十二号）第八条第一項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。
平成十九年九月十一日
- 奈良県知事 荒井正吾

二 述べられた意見の概要

下三橋第一自治会会長

1 十二分な調整池機能を有する施設を設置された。あわせて河川改修を急がれた。

2 周辺道路を整備された。

3 近隣在住児童・住民の交通安全を確保された。

4 騒音・大気汚染に関して定期的な調査監視をされた。

5 商業地域内は青少年・教育に悪影響を与える施設の設定を規制された。

大和郡山市立郡山東中学校PTA会長

大和郡山市立平和小学校PTA会長

大和郡山市立平和幼稚園PTA会長

1 園児・児童・生徒の交通安全の確保について

イオンモール株式会社の想定している商圏から判断して、非常に広範なエリアから多くの自動車が集まると予想されます。例えば四年前にオープンした橿原市のダイヤモンドセンター・アルでは三百台の駐車場を完備していますが、土日は絶えず満車の状態で、周辺道路にまで車列が延びています。

当該地への主なアクセス道路となる国道二十四号は、現在でさえ朝夕慢性的に渋滞しており、今年四月の京奈和自動車供用で一層渋滞が悪化している状態です。現在の状態へ来店客の自動車が増えれば、国道二十四号ではより一層深刻な渋滞が発生し、渋滞を避ける多くの車が、周辺道路へ迂回すると考えられます。

イオンモール敷地東側に南北市道が新設されれば、平和幼稚園前の市道は、まさに橿原方面からの迂回路となるに違いありません。

平和校区内では昨年、児童が自動車と接触し重体となる交通事故が発生したばかりであり、交通量の増加により、周辺道路での交通事故が非常に懸念されます。

自動車交通の円滑化を図るため、国道二十四号橿原方面からは右折進入でなくマイカル炭火店で見られるように国道二十四号直下をアンターパスで進入できるようにしたり、信号時間の調整や連続性を良くするなど工夫するともに、交差点改良等周辺道路を整備していただきたい。

また、歩道の整備や特に通学・通園時間帯には車両の交通規制を、また文教地区では速度規制を実施するなど是非とも必要を措置を講じて、児童・生徒の交通安全

を確保していただきたい。

2 教育環境への影響について

商業区域となることで、建築基準法に基づく建築用途の制限がほとんどなくなります。法令上は、例えば場外馬券場やストリップ劇場等の風俗営業も可能となります。将来的にわたっても二十四時間営業は自粛いただきたい。

市条例で風俗営業等の施設設置を規制したとしても、イオンモール株式会社営業時間帯が、深夜に及べば、映画館やゲームセンターなど周辺地域の青少年が集まって喫煙等不良行為の温床、いわゆる「不良のたまり場」となる可能性があります。将来的にわたっても二十四時間営業は自粛いただきたい。

そのような事態となれば、深夜徘徊を助長することになり、当平和校区の児童・生徒へも少なからず悪影響を及ぼすと考えられますので、出店後は重点的に補導監視するなどして、治安の確保を図っていただきたい。

平和団地北自治会会長

1 当自治会からは徒歩圏内であり国道二十四号線を安全に渡るため、「二橋町北」交差点に歩道橋を設置して頂きたい。また、その歩道橋から直接にモール建物の二階フロアに入れるようにして頂ければ、敷地内の駐車場の中を歩かなくて、安全に建物の中に入ることができま。

2 JR郡山駅から、イオンモール（「二橋町北」交差点）までの道路に街灯がない。当モールが開店すれば人通りも増え、暗やみの状況では痴漢やひったくり等の犯罪が起これると思われるので、JR郡山駅から、イオンモール（「二橋町北」交差点）までの道路に街灯の設置をお願いしたい。

3 「二橋町北」「二橋町」交差点で車両通行の停滞から、当自治会内に迂回をとる車両が発生すると思われる。土日、祝日の混雑時には団地入り口に交通整理人を配置して適切に誘導し、当団地内に進入しないようにして頂きたい。（特に北側団地入り口と南側水踏道路沿いへの進入）

4 市役所の平和支所（戸籍・印鑑証明等の請求できる）般窓口、郵便局、宅配便の受け付け窓口を誘致してほしい。

5 出店企業に対して、高齢者の雇用促進をお願いしたい。出来れば、具体的な数値目標を提示してほしい。（全雇用人数に対して何人、何％か）

6 災害時に駐車場を避難場所に提供して頂けるとのこと、ありがたく思いますが、

老人や子供には建物内に避難できるようにお願い致します。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部金融・商業振興課

四 縦覧期間

平成十九年九月十一日から同年十月十一日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成十九年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年六月二十九日高士第一九一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年八月二十九日高士第六八七号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市東室二三番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市北道徳二九番地ノ一五

垣内 英喜

御所市二七〇番地ノ一

河上 勝彦

物品等又は役務の譲渡について、落札者等を次のとおり公示します。

平成19年9月11日

奈良県知事 荒井正吾

1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県宮内庁大規模建設工事監理団体の購入

- 2 契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地
奈良県会計局総務課
奈良市登大路町30番地
- 3 落札者を決定した日 平成19年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ダイヤクセス
大阪府淀川区宮原3-5-36
- 5 落札金額 61,950,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札による。
- 7 競争入札の公告を行った日 平成19年7月13日
- 8 その他
本契約は、奈良県議会の議決により成立します。

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三一一二〇(代)

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七(代)

本誌は再生紙を使用しています。